

農業委員会だより



～大森産ブドウのワインで乾杯～

新緑が生い茂る6月29日、大森町さくら荘において「大森産ブドウのワイン」を味わうパーティが3年ぶりに開催されました。大手ワイン製造会社メルシャンと契約し、36年前から販売している「大森産ブドウのワイン」は、フルーティーな風味とキレのあるさわやかな酸味とのバランスが良いと評されており、原材料であるワイン用のブドウは大森地域で生産する5戸の地元農家が支えています。

今回取材訪問に伺った讃岐孝夫さんは祖父の代から続く3代目のブドウ農家です。この日は夏めく陽射しの中、摘果作業に汗を流していました。今後は「皆さんに大森産ブドウを原材料にしたワインを楽しんでいただけるように、良質なブドウの安定供給に努めたい」と語っていました。天高く馬肥ゆる秋にワインで一杯、家族と、仲間と、大切な方と楽しんではいかがでしょうか。

広報・食農推進委員 佐藤 仁

目次

■ 農地パトロール情報	2
■ 地目変更相談	3
■ 農業委員会活動情報	3
■ 農業者年金活動情報	4
■ 全国農業新聞賞受賞	4
■ 農地利用最適化推進委員の紹介	4
■ よこて農業創生大学校研修生募集	4
■ 農業者年金改正	5
■ 令和5年度軽油免税日程表	5
■ 全国発酵食品サミットin横手	6
■ 全国農業新聞	6
■ 編集後記	6

地域の宝、豊かな農地を守っていきます!

農地パトロールとは

農地法により年1回実施することと定められており、農地の有効利用を図る目的で農業委員、農地利用最適化推進委員および農業委員会事務局職員が各地域の現地調査を行うものです。

遊休農地とは

- ①現在耕作されていない且つ引き続き耕作されないと思込まれる農地
- ②その農業上の利用の程度が、周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地



農地利用状況調査推進会議及び

農地パトロール出発式開催

6月28日、条里南庁舎を会場に、農地利用状況調査推進会議が開催されました。

基準や注意点などに関する研修を行いました。

会議では、7月から実施する農地パトロールに向け、今年度の方針や実施の方法について再確認するとともに、各地域の調査概要報告、現場での判断

会議の最後には、佐藤勇農地・農政推進委員長が「地域の宝である豊かな農地を守っていきましょう」と力強い出発宣言を行いました。

農地パトロールを実施しました

7月1日から15日をパトロール強化期間と定め、市内全地域において農地パトロールを実施しました。

で、農地を所有する方は、適正な管理をお願いします。

①遊休農地の実態把握と発生防止・解消

②農地の違反転用発生防止等

を重点的に取り組むこととしており、農地の不適正な利用（違反転用）や遊休農地などが明らかになった場合は、農業委員会が行う調査等の対象となります。

農地は一度耕作を放棄すると、数年で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、病害虫の発生など、近隣の農地や住民に大変迷惑が掛かりますの

農業委員および農地利用最適化推進委員は、農業者の代表として、また地域の世話役として、皆さんからの農地に関するご要望・ご質問に対応しております。「自分で耕作できないうちから農地を貸したい」等の場合はお気軽にご相談ください。



農地として使うことが困難になった土地の地目変更についてご相談ください

自然災害による土砂の流入や長年の耕作放棄の結果、雑木が生い茂る等、農地として復旧が著しく困難な農地はありませんか？

当該農地が再生利用困難と判断される場合、「非農地」とすることができます。このような農地がありましたら、最寄りの農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へ、まずはご相談ください。



農地を取得する場合等の下限面積要件廃止について

農地を売買・贈与または貸し借りする場合は、農地法の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。その許可要件の一つとして現在、許可後の耕作面積は、50アール以上必要ですが、法改正により令和5年4月からこの要件が廃止される見込みです(令和4年7月末現在)。

ただし、「農地の全てを効率的に利用すること」や「必要な農作業に常時従事すること」など、それ以外の要件は継続されます。詳しくは農業委員会へお問い合わせください。



農地に関するご相談は農業委員会へ

- 農業委員会事務局(条里南庁舎)…………… 電話35-2172
- 増田地域課農業委員会担当…………… 電話45-5515
- 平鹿地域課農業委員会担当…………… 電話24-1118
- 雄物川地域課農業委員会担当…………… 電話22-2187
- 大森地域課農業委員会担当…………… 電話26-2116
- 十文字地域課農業委員会担当…………… 電話42-5119
- 山内地域課農業委員会担当…………… 電話53-2934
- 大雄地域課農業委員会担当…………… 電話52-2111

活動報告

農業研修生との意見交換会開催

7月27日、大雄園芸振興拠点センターを会場に、農業研修生と意見交換会を行いました。

当日は、よこて農業創生大学校農業技術研修生(2年目)5名と農業委員6名が参加して行われました。冒頭に、研修生が現在専攻している作物や就農後の営農計画の紹介後、「自

立できる農家を目指して」と題し、研修生が抱えている「就農後の課題」や「不安に思っていること」への相談、「就農後の収入」や「販路拡大の方法」、「資材や設備投資にかける資金」等の質疑がありました。ベテラン農家でもある農業委員は、研修生の不安や疑問を受けとめながらも、自らの体験や今まさに行っている「活かした手法」をまじえてアドバイスを返し、熱意あふれる活発な意見交換会となりました。



農業者年金の新規加入が増えています

昨年度、横手市では農業者年金に、多くの方から新規申込や加入相談を頂いた実績から、秋田市で開催された農業者年金加入推進特別研修会において、全県の担当者を前に当市の活動内容等を報告してまいりました。

横手市農業委員会では、加入推進をけん引する委員を中心に、各種セミナーや会議に積極的に参加して頂き、制度の仕組みだけでなく、「メリット」や「良さ」について理解を深め、お客様に分かりやすい説明を心掛けてまいります。



第28回全国農業委員会 だよりコンクール 「全国農業新聞賞」受賞

農業委員会が定期的に発行する広報誌「横手市農業委員会だより」が第28回全国農業委員会だよりコンクール（全国農業会議所全国農業新聞主催）で「全国農業新聞賞」を受賞しました。

これからも充実した分かりやすい広報に取り組んでまいります。

～農地利用最適化推進委員の紹介～

令和4年7月1日付で次のとおり就任されました。



サトル
高橋 暁（山内）

早く農家の皆さまの役に立てるよう、頑張って勉強していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

令和5年度よこて農業創生大学校農業技術研修生を募集しています

農業技術を習得し、農業経営者を目指す研修生を募集します。

修了後には横手市の農業を支える担い手として農業経営者になっていただけるようにカリキュラムを組み、就農サポートを行います！

- ◆ **申込期間**／令和4年9月1日～令和4年10月31日（厳守）
- ◆ **研修期間**／令和5年4月～令和7年3月（2年間） ◆ **募集定員**／5名（面接による選考あり）
- ◆ **研修場所**／横手市園芸振興拠点センター
- ◆ **応募要件**／(1)新たに農業を始めようとする方または現に農業を営んでいる方
(2)農業経営における主宰権を持ち農業経営者として自立しようとする意欲が高く、研修修了後横手市内での就農が確実と見込まれる方
(3)就農予定時の年齢が原則50歳未満の方

【詳しい内容説明やご相談は随時行っておりますので、お気軽にお問合せください】

問
い
合
わ
せ
先

横手市農林部食農推進課（担い手育成係）
所在地：〒013-0354 横手市大雄字狐塚253番地
電話番号：35-2267（直通） FAX：52-2727
メールアドレス：shokuno@city.yokote.lg.jp



農業者年金に加入しませんか？

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

(平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)が対象となります。)



令和4年1月から
若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました！
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます♪)
※通常加入のみ適用。政策支援加入希望の方はこれまでどおりです。



令和4年4月から
農業者年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます♪
※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です。
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)



令和4年5月から
農業者年金の加入可能年齢が引き上げられました！
(60歳以上65歳未満で、「国民年金に任意加入している方」も加入できます)

農業者年金の特徴

1. 加入要件

- ①国民年金1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者を除く)
- ②年間60日以上農業に従事している(農地を持たない農業従事者も加入できます)
- ③20歳以上60歳未満

2. 保険料の額は自由に決定可能(千円単位)

経営状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3. 税制上の優遇措置

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、節税になります。

4. 終身年金で80歳までの保証付き

原則65歳から生涯受け取れます。仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳までに受け取れるはずであったが額が、死亡一時金として遺族に支給されます。



農業者年金の加入についてのご相談は、農業委員会事務局または最寄りの各地域課農業委員会担当までお気軽にお問い合わせください♪

令和5年度分軽油引取税免税証(農業用) 交付申請の受付について

横手市の農業用軽油引取税免税証の交付申請は、下記の日程で集合受付を実施します。

※会場での滞在時間を短くし密を避けるため、書類は記入の上お越しください。

地 域	受 付 日	時 間	会 場
平鹿・増田	令和4年11月21日(月)	①午前10時～午前11時30分 ②午後1時～午後2時30分	条里南庁舎講堂 ※防雪センター側駐車場をご利用ください
横手・山内・十文字	令和4年11月22日(火)		雄物川コミュニティセンターホール
大森・大雄・雄物川	令和4年11月29日(火)・ 30日(水)		

★平鹿地域振興局での受付は、令和5年2月1日から行う予定ですが、可能な限り郵送申請をお願いします。郵送受付期間：令和4年12月1日～令和4年12月31日

<問い合わせ先> 秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課

【電話】018-860-3341 〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

令和4年10月21日(金)～23日(日)
「全国発酵食品サミットinよこて」が帰ってくる!
 会場：秋田ふるさと村

「全国発酵食品サミットinよこて」は平成20年に本市で第1回を開催して以来、全国各地で開催しており、今回14年ぶりに本市での開催となります。

イベントでは、東京農業大学名誉教授の小泉武夫先生の基調講演や、小泉先生と作家でエッセイストの阿川佐和子氏、俳優の檀ふみ氏との「発酵“わくわく”対談」、秋田県出身で紅白歌合戦出演歌手の岩本公水氏の「トーク&ライブ」などを予定しています。

美味しいだけでなく、様々な健康機能が注目されている発酵食品を食べて、買って、学んで、楽しめるイベントに、ぜひお越しください。

詳しくは下記ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

全国発酵食品サミットinよこてホームページ
<http://hakkou-yokote.com>
 全国発酵食品サミットinよこて実行委員会事務局
 (横手市農林部食農推進課)
 TEL 0182-35-2267 FAX 0182-52-2727
shokuno@city.yokote.lg.jp



フォーラムの観覧及び、発酵の学校横手分校の観覧は事前申込制となります。
 申し込み方法はホームページまたは実行委員会事務局までお問い合わせください。



発酵WEEK

「発酵のまち横手」を全国に発信するため10月15日(土)～23日(日)を「よこて発酵WEEK」と定め、「秋田まるごと食の祭典(15日(土)・16日(日))」をはじめ、様々なイベントが開催されます。

全国農業
 新聞

農家の経営と暮らしに役立つ情報(週刊新聞)をお届けします(毎週金曜日発行)
 お申込みは各地域課農業委員会担当又は農業委員会事務局まで

広報・食農推進委員会

委員長
 副委員長

千佐高 高堀菅 佐木
 葉藤橋 瀬江原 藤村
 眞正俊 一 一 由
 肇志也 作彦 太郎 美子

広報・食農推進委員

千葉 肇

近年のコロナ禍に続き、ロシアのウクライナ侵攻や元総理の突然の訃報等立て続けに変化する情勢を前に、先が見通せない状況が続いています。農業分野においても、生産資材の異常な高騰や歴史的な円安が進み、多方面に影響を及ぼし始めています。これまでは「安全保障」といえば武力関係を思い浮かべていましたが、今は「食糧の安全保障」も論ぜられ、これは、裏を返せば、国内の食糧自給率を向上する大チャンスとも捉えられます。このチャンスに、多くの関係機関が連携し、耕作放棄地解消も含めて中山間地を今以上に大切に考え、国全体を守る国土保全という強力な運動が展開されることを期待しているところです。

編集後記